保 医 発 1 2 2 8 第 1 号 平 成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 都道府県後期高齢者医療主管部 (局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部) 長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成28年3月4日付け保医発0304第3号)の一部を下記のとおり改正し、平成29年1 月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を お願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D023微生物核酸同定・定量検査(10)中「又は LAMP法」を「、LAMP法又は核酸増幅とキャピラリ電気泳動分離による検出を組 み合わせた方法」に改める。 ◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第3部 檢查 第3部 検査 第1節 檢体檢查料 第1節 檢体檢查料 第1款 検体検査実施料 第1款 檢体檢查実施料 D023 微生物核酸同定·定量給查 D023 微生物核酸同定·定量检查 $(1)\sim(9)$ 略 (1)~(9) 略 (10) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼ (10) 「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼ ーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸 ーション法による検出を組み合わせた方法、LCR法による核酸 増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、LAMP法又は 増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法又はLAMP法に 核酸増幅とキャピラリ電気泳動分離による検出を組み合わせた方 よる。 法による。 なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を 踏まえ傾回に行われる場合においても算定できる。 踏まえ頻问に行われる場合においても算定できる。 (11)~(21) 略 (11)~(21) 略